

「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」を ご利用される際のお願い

- ① タクシーの利用を希望される方は、お早めに「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」利用可能事業者一覧からタクシー会社にご予約ください。
- ② タクシー会社へ予約時に「新型コロナワクチン接種」とお伝えください。
- ③ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」は再発行できませんので紛失されないよう大切に保管してください。
- ④ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」はワクチン接種以外の目的ではご利用できません。
- ⑤ 乗車時には必ず「接種券」を乗務員にご提示ください。
- ⑥ 要介護・要支援の認定を受けている方、各種障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー券の「介護・障がい等」□にチェックを入れて乗務員に手帳をご提示の上、チケットをご利用ください。
- ⑦ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」はお釣りはできません。
- ⑧ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」利用での不足分についてはご利用者様でご負担ください。
- ⑨ 1回の乗車につき「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」おひとり1枚ご利用いただけます。
- ⑩ 「熊本市障がい者福祉タクシー利用券」との併用も可能です。
- ⑪ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」のご利用可能期間は令和4年(2022年)11月30日(水)までとなります。



「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」について よくいただくご質問

Q タクシー券は、家族でも使えるのですか？

A 市内の65歳以上の方*で3回目のワクチン接種対象者のみ使用可能です。ワクチン接種対象者の介護等での家族等の同乗は可能です。

Q タクシー券を使用しない場合は、 返送しなければならないのでしょうか？

A 返送していただく必要はありません。お手数ですが、使用されないタクシー券は破棄していただきますようお願いいたします。また、他者への譲渡は厳禁です。

Q 要介護認定者、障害者手帳所持者等でなければ、 タクシー券は使用できないのでしょうか？

A 市内の65歳以上の方*全員が対象です。その他の条件はありません。

Q 複数の高齢者で乗り合わせてタクシーを利用する場合、 それぞれ1枚ずつ使用することはできますか？

A はい。お一人さま1枚ずつご使用できます。

*令和4年11月末時点で満65歳となる方を含みます。